

## 第1号議案

### 知事からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた平成23年5月定例府議会提出に係る次の議案について、異議がない旨を回答したことを承認する。

平成23年4月15日

大阪府教育委員会

#### (条 例 案)

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に係る災害応急対策等に従事する職員の旅費の特例に関する条例制定の件

#### [根拠規定]

##### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

##### ○大阪府教育委員会事務決裁規則

第三条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

六 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

第五条 第三条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

第七条 教育長、教育監、教育次長、室長又は課長が専決した事項中必要と認められるものは、速やかに委員会の会議において報告しなければならない。

2 第五条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

## 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に関する災害応急対策等のため出張した職員の旅費の特例に関する条例の制定（概要）

総務部人事室企画厚生課

### ■制定の理由

- 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震により、府として岩手県を中心に職員派遣等の人的支援を行っているところ。
- 災害応急対策又は災害復旧のため他の地方公共団体から派遣された職員に対しては、派遣を受けた地方公共団体が給与として災害派遣手当を支給するところ。  
※派遣先団体が災害派遣手当を支給するためには、派遣先団体と本府との間で地方自治法第 252 条の 17 に基づく派遣協定の締結、派遣先団体から当該職員に対して併任発令を行う必要がある。
- 東北地方太平洋沖地震による被害は甚大であり、派遣先団体において、派遣協定の締結、併任発令及び災害派遣手当の支給を行うことは困難。また、災害派遣手当の性格は、日額旅費的なものと観念されているが、本府の職員の旅費に関する条例（昭和 40 年大阪府条例第 37 号。以下「旅費条例」という。）では、日額旅費又はこれに相当する日当等は支給できない。そこで、今般の大規模災害に限り、本府において、災害応急対策等のため出張した職員に対し、災害派遣手当に相当する災害対策旅費を支給する。
- 地方自治法第 204 条第 3 項により、常勤職員等の給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は条例で定めなければならないとされている。また、今般の大規模災害に限り時限的措置として定めることから、旅費条例の一部を改正するのではなく、特例条例を制定する。

### ■制定の要点

- 職員が東北地方太平洋沖地震に関する災害応急対策等のため、岩手県、宮城県、福島県等に出張したときは、災害対策旅費として 1 日につき 3,970 円（災害派遣手当と同額）を支給する。（第 3 条）  
※国の旅費法の場合、日額 4,400 円。（日当＋宿泊料中の食費相当（3～6 級の場合））
- 同一地域内（同一市町村内）における出張については、原則、鉄道賃、船賃及び車賃は支給しない。（第 3 条）  
（ただし、一定距離以上の旅行の場合等には支給する。）
- 災害対策旅費の支給方法は旅費条例の定めるところによる。（第 4 条）
- 出張先団体から災害派遣手当を支給される職員には、災害対策旅費は支給しない。（第 5 条）
- この条例の施行に関し必要な事項は人事委員会が定める。（第 6 条）

### ■施行期日等

- 平成 23 年 3 月 11 日から適用。（東北太平洋沖地震の発生日以降に行った出張について適用。）
- この条例は平成 24 年 3 月 31 日限り廃止する。

### ■政策アセスメント・制度間調整 政策アセス：各任命権者及び人事委員会と調整中

## 大阪府条例第七十三号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に係る災害応急対策等のために

出張する職員の旅費の特例に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震に係る災害応急対策、災害復旧その他これらに関連する業務（以下「災害応急対策等」という。）のために出張する職員の旅費に関し、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号。以下「旅費条例」という。）の特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例の用語の意義は、旅費条例の定めるところによる。

(災害対策旅費)

第三条 職員が、災害応急対策等のため、岩手県、宮城県、福島県その他任命権者が人事委員会と協議して別に定める地域（以下「被災地域」という。）に出張した場合（被災地域に滞在する場合に限る。）は、旅費条例に定めるもののほか、災害対策旅費として一日につき三千九百七十円を支給する。

(同一地域内の旅行の旅費)

第四条 被災地域内の旅費条例第十条第一項に規定する同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に定める額の旅費を支給する。

一 同一地域において、鉄道百キロメートル、水路五十キロメートル又は陸路二十五キロメートル以上の旅行の場合 旅費条例第十三条、第十四条又は第十六条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃

二 前号の規定に該当する場合を除くほか、公務上の必要その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が千円を超える場合 その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃

2 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道四キロメートル、水路二キロメートルをもってそれぞれ陸路一キロメートルとみなして、前項第一号の規定を適用する。

(災害対策旅費の支給の制限)

第五条 第三条の災害対策旅費は、被災地域に係る地方公共団体から、災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第十九条に規定する災害派遣手当を支給される職員には、支給しない。

(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成二十三年三月十一日から適用する。  
(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。